

「地域で子どもを育てる会」 規約

第1章 名称

第1条 本会は、「地域で子どもを育てる会」と称する。

第2章 会員

第2条 本会は、「地域で子どもを育てる会」の目的に賛同する会員及び団体により構成する。

第3章 目的及び活動

第3条 本会は、宗岡小学校、宗岡第三小学校及び宗岡第二中学校通学区域の子どもの安全と健全育成及び上記の地域の豊かなコミュニティ育成を目的とする。

第4条 前条の目的を達成するために次のような活動をする。

- (1) 会員は、「地域で子どもを育てる会」の表示プレートを掲げるなど、子どもの緊急避難的事態に対応する。
- (2) 会員は、子どもが事件や事故の被害に遭った場合、または遭いそうになった場合には110番通報し、関係機関等にも連絡する。
- (3) 会員は、子どもの非行や問題行動を見た場合、関係機関等に連絡する。
- (4) 会員は、中学校区の小中一貫教育における地域との連携活動「むねおか学」に協力し、子どもの健全育成や地域とのコミュニティ育成に努める。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な活動を行う。

第4章 組織及び役員

- 第5条
1. 本会の運営は、理事会の決定により行う。
 2. 常任理事として会長(1名)、副会長(1名)、町内会長(4名)、各校校長(3名)、各校PTA会長(3名)、むねおか学応援活動コーディネーター(2名)を置く。必要に応じ、非常任理事を置くことができる。
 3. 常任理事の任期は、総会から総会までとする。非常任理事の任期は常任理事に準ずるが、必要に応じ弾力的に設定することができる。
 4. 理事会事務局は、宗岡小学校、宗岡第三小学校、及び宗岡第二中学校のいずれかに置く。
 5. 書記及び会計は事務局にて行う。

第5章 総会

- 第6条
1. 定期総会は毎年度実施する。なお、必要のある場合は臨時総会を開くことができる。
 2. 総会はオンラインや書面決議等で行うことができる。
 3. 総会では事業報告及び事業計画の議決を行う。
 4. 総会では規約改正の議決を行う。
 5. 総会では決算及び予算の議決を行う。
 6. 総会ではその他の案件の議決を行う。
 7. 会計当年は5月1日から翌年4月30日までとする。

第7条 総会の議決は出席者の過半数による。オンラインや書面決議で行った場合、不信任が会員数の3分の1を超えた案は廃案となり、修正の上、臨時総会等での再決議を要する。

第6章 理事会の開催

第8条 理事会は必要に応じて開くことができる。

第7章 規約改正

第9条 規約の改正は理事会で発議し、総会の承認を得る。

第10条 当分の間、細則は定めないこととする。

※ 本規約は平成8年11月1日より施行する。

※ 平成12年11月1日 一部改正、施行

※ 平成14年11月1日 一部改正、施行

※ 平成20年11月11日 一部改正、施行

※ 平成24年11月8日 一部改正、施行

※ 平成26年7月25日 一部改正、施行

※ 平成28年7月22日 一部改正、施行

※ 令和5年11月21日 一部改正、施行